

入園・転園・あっせんに関する確認票(表面)

平成29年度用

以下は申込み・利用調整・入園内定後の手続き等に関する重要事項です。必ずご確認ください。署名欄にご署名をお願いします。

(入園・転園・あっせんを以下“入所等”という)

(裏面もごさいます)

A. 申込みいただくにあたって

- ① 郵送による申込み受付は行っていません。追加書類は郵送でも受付しますが、締切までに確認できない場合、各書類の提出がなかったものと判断し、利用調整に入ります。
- ② 提出いただいた書類は、入園できない場合でもお返しできません。控えが必要な方はあらかじめ提出前にコピーを取っておいてください。
- ③ 次年度4月の入所に向けた支給認定の発行については、認定事務が集中するために審査に時間を要することから審査結果の通知の送付に通常より時間がかかる場合があります。

B. 入所等対象となるお子様について

- ① 認可保育園ではお子様に医療的ケアが必要な場合、常時健康管理が必要な場合、食物アレルギーが重症な場合等「集団保育が困難」と判断されると、利用調整の対象外となります。小規模保育所・事業所内保育所については裏面をご確認ください。
- ② お子様は疾病や障がい等がある場合や、当課が必要と判断した場合には、医師の意見書をご提出いただきます。また、わかばの家や城南分園等の専門機関に通所している場合には、通所施設からの児童意見書等の提出が必要です。
- ③ お子様は食物アレルギーがある場合は、申込時に医師の診断に基づいて作成された生活管理指導票をご提出ください。指導票の提出がない場合や指導票に記載がない食材については除去対応ができません。
- ④ 宗教上の理由により食べられない食材があるお子様については、食べられない食材が入った料理(メニュー)の場合は、弁当を持参していただきます。

C. 申込書類について

- ① 入所等申込書の有効期間は**申込月の翌月から6か月間**です。申込みから6か月を経過した場合は再度お申込みください。当課より再申込みのご案内は行いません。
- ② 就労証明書や受託証明書等は発行後3か月以内のもののみ有効です。
- ③ 4月一次の利用調整については、申込みいただいた全世帯に利用調整の結果を郵送します。4月一次以外利用調整については、内定した方のみ入園月の前月17日頃に電話連絡します。内定しなかった場合は入園を希望した最初の月分のみ利用調整結果を郵送します。
- ④ 申込書類(就労証明書等含む)に記載された情報について、ご入園後の手続きのため保育園に情報提供をすることがあります。あらかじめご了承ください。

D. 希望園を選ぶにあたって

- ① 利用調整は、希望した保育園についてのみ行います。申込後、希望保育園を変更したい場合、締切までに電話等でご連絡いただければ変更できます。
- ② 希望園数の制限はありませんが、必ず通える範囲の保育園を希望してください。なお、保育園には駐車場がないため、お車での送迎はできませんのでご注意ください。
- ③ **希望できる保育施設は認可保育園・小規模保育所・事業所内保育所です。**その他の施設(東京都の認証保育所・定期利用保育室等)については、申込書には記入できません(施設に直接申込みください)。

E. 利用調整基準について

- ① 世帯の状況は申込時から入園・転園・あっせん時期(入所月の月末)まで継続しているものとして利用調整します。そのため、入園・転園・あっせん時期までに勤務条件の変更や妊娠・出産等で利用調整指数が変わった場合は内定取消となります。また、入園後に判明した場合は退園となることがありますのでご注意ください(自己都合で申込み時点の会社を退職して別の会社に就職したが間が一日でも空いてしまう場合や、申込後入園・転園・あっせん時期に出産予定が判明した等)。該当する場合は、早急にご連絡ください。
- ② 保護者が外勤就労している場合の利用調整基準指数は、就労証明書に記載された正規の勤務日数・勤務時間(以下、「勤務条件」)や直近6か月の実績(以下、「勤務実績」)等を基に検討します。勤務実績が勤務条件に満たない場合は、勤務条件どりの利用調整指数は付きません。申込時より勤務実績が増えた場合等、必要に応じて就労証明書を再提出することも可能ですが、当課からの依頼はいたしませんのであらかじめご了承ください。
- ③ **預託の調整指数**は、申込み締切時点で、**育児休業中**の場合、**就労内定**の場合、**大田区に在住していない**場合には加算されません。育休中であればいかなる場合も加算は付きません。

F. 保育料について

- ① 毎月1日現在保育園に在園している方は、当該月分の保育料をお支払いいただきます。保育料の日割り計算はしませんのでご注意ください。
- ② 当区課税課のデータを基に保育料を決定しますが、未申告、前年に他自治体にお住まいの方等に関しては別途税書類の提出が必要となります。
- ③ 保育の必要性の認定区分が「保育短時間」の方(各保育園が設定する利用時間帯の保育最長利用時間8時間を利用する方)は、「保育標準時間」の方の保育料に0.983を乗じた額となります。ただし、「保育短時間」の方が認定された保育利用時間帯を超えて保育を受けた場合、超過料金がかかります。
- ④ 申込児童の兄弟姉妹である在園児や卒園児の保育料滞納がある場合は、申込児の入所等に関して不利になります。

G. 転園申込みにあたって

- ① 転園申込み(小規模保育所・事業所内保育所から認可保育園への転園を含む)において、転園先に内定した場合はいかなる理由があっても転園を辞退して元の保育園に戻ることはできません。申込み後、転園の必要なくなった場合は、必ず「保育所転園申込取下届」を提出してください。
- ② 新規入園申込みの方と同一指数だった場合、入園の方を優先します(小規模保育所・事業所内保育所から認可保育園への転園を除く)。

(裏面もごさいます)

H.内定後の手続きについて (★の箇所は、該当しない方は確認不要です)

- ★**★申込み時に求職中の方へ**
 ① 求職中の場合、入所等後2か月以内に就労を開始し、就労証明書を提出していただきます。提出の確認後、お子様の在園の期間は最長就学前までとなります。就労証明書の提出がない場合は、退園となります。
- ★**★申込み時に育児休業中の方へ**
 ② 育児休業中の方は入園・転園・あっせんする月の20日までに、育児休業を取得した会社に職場復帰をしていただきます。就労形態が派遣社員の方は、必ず派遣元での復帰が必要です。復帰できない場合は、入園月の月末で退園となります。
- ★**★申込み時に就労内定の方へ**
 ③ 就労内定の場合、入園後1か月以内に就労証明書を提出していただきます。提出の確認後、お子様の在園の期間は最長就学前までとなります。就労証明書の提出がない場合は、退園となります。
- ★**★出産予定がある方へ**
 ④ 入園希望月の前後2か月以内に出産予定がある場合は、該当月の利用調整指数は「妊娠・出産」の4点です。この場合、在園期間は出産予定月の2か月後までになります。期間終了後に引き続き保育園を希望の場合は、再申込みが必要です。
- ⑤ 就労での保育園在園要件は、「保護者が週4日、一日4時間以上」就労しており、相当の収入(月額5万円以上、年間60万円以上)があること」です。要件に該当しなくなった場合は、退園していただきます。

I.地域型保育事業(小規模保育所・事業所内保育所)へのあっせん申込を希望される方へ

- ① 区からのあっせん承諾後、施設と直接契約を締結していただきます。契約にあたっては、各施設の案内に従ってください。
- ② 施設や職員等の基準が、認可保育園とは異なります。ほいくガイドやホームページ、見学にて、事業者や施設の特徴をご確認の上、申込みください。
- ③ 2歳児クラス以下の保育園のため、3歳児以降の保育を希望する場合は、改めて認可保育園等への申込みが必要となります。
- ④ **お子様にアレルギー・疾病がある場合、保育施設の受入れ態勢や保育環境によっては入所契約に至らない場合もあります。また、当課との事前面接の結果、地域型保育事業の受入れが難しいと判断し、希望園を変更していただく場合もあります。**
- ⑤ 地域型保育事業から認可保育園に転園する場合は、利用調整上は「入園」扱いになりますが、内定を辞退して元の園に戻ることはできません。
- ⑥ 延長保育希望の方は、あっせん承諾後、直接利用施設に申込みください。施設によって、時間や料金等は異なります。
- ⑦ 保育料は認可保育園と同基準で算出します。支払方法や支払期限については、施設ごとに異なるため利用施設の案内に従ってください。
- ⑧ 事業所内保育所のでくてく保育園は、土曜日の保育を実施しません。

J.萩中、中央八丁目、丸子ベビー保育園を希望される方へ

- ① 就学前までに転園申込みが必要な保育園になります。萩中保育園は2歳児クラスまで、中央八丁目保育園は3歳児クラスまでの保育園です。丸子ベビー保育園は2、3歳児クラスになるときに、定員が減少するため、全員、途中での転園申込みが必要です。引き続き保育を希望する場合でも、再入園の申し込みが必要です。

K.その他

- ① 産前休職制度(妊娠が確認され申請が認められた日から、法定の産前休暇の取得日前日まで休職できる制度)を取得した場合は、保護者の心身の状況を踏まえ、「保育の必要性がある」と判断される場合を除き、退園となります。
- ② 入園後、出産した子の産休および育児休業中に再入園の申込みをする場合、産休復帰または入園月の20日までに育休から復帰する場合は「就労」の指数で利用調整しますが、産休復帰しない場合または入園月の20日までに育休からの復帰予定がない場合は、「求職中」に準じた指数での利用調整となりますのでご承知おきください。

本確認票は、入園・転園・あっせん申込みをする上で注意すべき点を確認していただくために、保育利用支援担当に提出が必要な書類です。申込書1通につき、本確認票を1枚提出して下さい。必要があれば、コピーを取り、保管してください。

保護者署名欄	本確認票の記載事項を確認いたしました。
	年 月 日
	保護者氏名